

ISO/IEC 17050:2004 適合性評価—供給者適合宣言 関連資料：自己適合宣言と評価活動について

作成： 2025年8月11日
アドバンス電気工業(株) 開発部 開発課 笹尾起美仁

文書管理： Doc.250811sa-2 関連資料 自己適合宣言と評価活動について（2025年8月11日）

1. 自己適合宣言の国際規格 ISO/IEC 17050:2004

自己適合宣言の国際規格：

ISO/IEC 17050-1: 自己適合宣言の一般要求事項を定めた国際規格です。この規格では、宣言が信頼性を持つために必要な要件や基本的なフレームワークを提供しています。主に、供給者が製品やサービスが基準に適合していることを示す方法が記載されています。

ISO/IEC 17050-2: ISO/IEC 17050-1を補完する規格で、自己適合宣言を支える文書の形式や内容について詳しく規定しています。この部分は、適合性を証明するための記録をどのように維持すべきかに焦点を当てています。

主なポイント：

信頼性の向上: **第三者**の意見書の活用や適切な内部レビューが推奨されています。

透明性の確保: 宣言対象の具体性や証拠を明確にすることが求められます。

柔軟性: 認証機関を通さなくても、**自己宣言を通じて規格適合**を主張可能です。

Disclaimer: 本資料の内容は、ISO規格についての概要やポイントを簡潔にまとめたものです。
詳細な内容については、公式規格文書を読み、内容を確認してください。

2. 適合性評価の種類 ISO/IEC 17050:2004

参照規格： ISO/IEC 17050 : 2004 (JIS Q 17050:2005) 適合性評価—供給者適合宣言

ISO国際規格に適合していることを「適切な適合評価活動の結果」に基づいて客観的に証明できることが要求されています。

適合性評価の種類		内容
自己適合宣言 (ISO/IEC 17050 : 2004)	第一者適合性評価活動	対象を提供する人又は組織によって実施
	第二者適合性評価活動	対象について使用者側の利害をもつ人又は組織によって実施される
	第三者適合性評価活動	対象を提供する組織、及び対象について使用者側の利害をもつ組織の 双方から独立した、人又は機関によって実施
認証 (ISO/IEC ガイド61)	認定機関による審査	認定機関によって実施

3. ISO 56001適合性に関する自己適合宣言と評価活動について

自己適合宣言に至る経緯：

アドバンス電気工業株式会社は、ISO 56001の認証取得を目指し、イノベーション活動を推進してまいりました。

2024年9月10日に、イノベーション・マネジメントシステムの認証規格であるISO 56001が発行されましたが、2025年4月現在、日本国内には当規格に対応した認証機関は存在していません。

アドバンス電気工業株式会社では、この度、ISO56001:2024 への適合が証明されましたので2025年7月26日をもって自己適合宣言いたしました。

適合評価活動

- ① 第一者適合性評価活動： 開発部 開発課 知財ユニットにおいて、ISO56001:2024の要求事項への適合性を証明します。
- ② 第三者適合性評価活動： 名古屋工業大学 産業戦略デザインコースの教員にご協力いただき、共同研究の一環として適合性評価および意見をいただくスキームを構築しました。